

せたがやホッと子どもサポート令和5年度活動報告会記録

第1部 令和5年度の活動を振りかえって

○司会（嶋津課長）

それでは、皆様、大変長らくお待たせいたしました。本日はお忙しい中ご来場いただきまして誠にありがとうございます。ただいまより「せたがやホッと子どもサポート令和5年度活動報告会」を開催いたします。

私は、本日の報告会の司会を務めさせていただきます、世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課長の嶋津と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本日の報告会は、2部構成となっております。第1部では子どもサポート委員による令和5年度の活動報告を行いまして、夕方6時50分までを予定しております。そのあと10分程度の休憩をはさみまして、第2部は「子どもの人権オンブズパーソンって、どんな人？」というテーマで、小金井市、西東京市のオンブズパーソン、権利擁護委員の先生方にお越しいただきまして、各自治体の実情を踏まえながらオンブズワークのあるべき姿について探ってまいります。終了時間は20時、夜8時を予定しております。なお、本日は特別ゲストといたしまして、平成25年度から令和4年度末まで10年間に渡って「せたホッと」のサポート委員を務めていただき、現在は小金井市と武蔵野市の子どもの権利擁護機関のオンブズパーソンでもいらっしゃる、半田先生にもお越しいただいております。

席にてお配りしたファイルでございますが、本日の活動報告会のチラシ、薄いピンク色の冊子「せたがやホッと子どもサポート活動報告書」、機関紙「せたホッとレター」の第18、19号、アンケート、その他としてハガキ、パンフレットを用意しております。不足がありましたら、受付にお申し付けください。なお、アンケートにつきましては、本日の活動報告会について、ご感想・ご意見などをご記入いただきまして、お帰りの際に受付にお渡しください。また、広報用動画公開のため、本日の会場の様子を撮影させていただきます。登壇者を撮影し、皆様のお顔は写らないようにいたしますが、映りこみたくない方がいらっしゃいましたら、お近くの職員へお声掛けをお願いいたします。また、本日の様子は後日、動画で配信させていただきたいと考えております。質疑応答の部分は、必要に応じて編集させていただきますので、予めご了承ください。それでは、第1部の報告に先立ちまして、世田谷区長、保坂区長より、ご挨拶をお願いいたします。

○保坂区長挨拶

みなさん、こんばんは、世田谷区長の保坂展人です。今日は、こちら（報告書を指して）毎年作っていただいているが、「せたホッと」の令和5年度の活動

報告をゆっくりお聞きするのと、もう一つは小金井市、そして西東京市の擁護委員の皆様をお迎えして、それぞれ子どもの人権オンブズパーソン、第三者機関として子どもの権利をしっかりと守っていこうという動きが東京の各自治体で広がっているというあたりを分かっていたいただきたいと思っております。

「せたホッと」も11年目を迎えて、一番最初からご尽力いただいた委員の皆様も今日来ていただいておりますけれども、現在3名のサポート委員がこちらに登壇されており、5名の相談・調査専門員という体制で総活動件数3,200件、昨年が2,800件だったので大変忙しくフル回転の状態、「せたホッと」の活動環境も手狭になってきているというお話をいただいているところです。この「せたホッと」の特徴は、子どもたちが知っているということかと思えます。認知率が高く、「なちゅ」というイメージキャラクターも浸透していますし、最近では「ひらえもん」というキャラもだいぶ広がっているということでございます。子どもが知らない相談機関というのは実はたくさんあったわけでありまして、いじめ相談とか子どものSOSを受けるといつつ、なかなか子ども自身には届けられないジレンマをかつて世田谷でも抱えていたのですが、11年間しっかりと浸透させていただいたと思えます。最近の子どもをめぐる状況は、新型コロナウイルス感染症の蔓延という大変な異常事態で「外に出られない」、「体と体で触れ合って遊ぶということも禁止される」、「給食の時しゃべってはいけない」こういった事態が数年続いたことで、子どもの気持ち心の中でなかなか深いトラウマがまだまだ残っているのかと思えます。学校へ行けなくなったり、あえて行かないという選択をしているお子さんがやはり1,500人近くになり、コロナ前が800人の手前ぐらだったので大きな変化を受けてせたホッとお役割がますます大きくなっています。最後まで聞かせていただいて私自身も認識を新にしたいと思っております。今日はこういう報告会の準備をさせていただいてありがとうございました。

○司会（嶋津課長）

保坂区長ありがとうございました。続きまして、世田谷区教育長、知久教育長より、ご挨拶をお願いいたします。

○知久教育長挨拶

皆さん、こんばんは。教育長の知久と申します。どうぞよろしく願いいたします。本日はお忙しい中、子どもサポート令和5年度活動報告会にご参加いただきありがとうございます。また、子どもサポート委員の先生方、相談・調査専門員のみなさま方には、子どもの困りごとの解決に向けて日々ご尽力をいただ

きますことを、この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。全国におよそ50あるといわれている子どもの人権擁護機関ですが、そのほとんどが首長の部局で設置をされております。そんな中、「せたホッと」に関しては、区長部局と教育委員会が一緒に取り組んでいます。重要性を鑑みながら、平成25年の設置当時から区長と教育委員会の共同設置ということで組織を立ち上げできております。さて、世田谷区では、この4月から教育振興基本計画がスタートいたしました。同計画では、子どもを主体にした教育を最も大切な視点として据えさせていただいておまして「幸せな未来をデザインし、創造するせたがやの教育」こうした教育目標を掲げ、4つの基本方針と69の施策に取り組むこととします。その1つに人権教育を据え、「せたホッと」との連携を図りながら、こども基本法を踏まえた教育、子どもの人権の尊重と確保の取り組みを進めることとしております。昨年度には、子どもサポートの平尾先生にも講師をお願いいたしまして採用11年目の教員約110名を対象に子どもの権利に関する研修を実施し、引き続き子どもの権利に十分配慮した学習活動、生徒指導に取り組んでまいります。結びに、本報告会が、子どもの声にきちんと耳を傾け、寄り添い、子どもの権利の視点に立ち問題が解決される、そうした社会の定着の一助となることを願いましてご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会（嶋津課長）

知久教育長ありがとうございました。それでは、これより第一部、せたがやホッと子どもサポート令和5年度活動報告に移りたいと思います。最初に、子どもサポート委員のご紹介をさせていただきます。第二東京弁護士会所属、平尾潔（ひらおきよし）委員です。日本大学文理学部特任教授、太田由加里（おおた ゆかり）委員です。工学院大学教授、安部芳絵（あべ よしえ）委員です。以上3名でございます。それでは、さっそくでございますが、活動報告の方、委員の皆様よろしくお願いいたします。

○平尾代表委員挨拶

紹介いただきました、子どもサポート代表委員、弁護士の平尾でございます。冒頭にご挨拶をさせていただきます。令和5年の活動報告会ということになりますので令和5年度の活動報告会ということになりますが、令和5年度というのは子どもの権利にとって非常に大きな事象があった年でありまして、こども基本法が4月1日で施行されています。このこども基本法という法律は、いわゆる子どもの権利条約の4つの一般原則といわれているものが全て基本原理として第3条に取り込まれているということもあって非常に高く評価されていまして、国内法としては初めてこどもの基本法ということもありまして、非常に大きな社会変化のきっかけになっていくのではないかと、実際にこども家庭庁を中心にこどもまんなか社会を作ろうという動きが出てきておりますがまだ安心はできません。先程、こどもの権利条約の4つの原則の話をしましたけど、こどもの権利条約自体が批准されたのが30年前です。30年前に、相当な熱量をもってこの批准を迎え入れた我が国が、30年経って果たして子どもが幸せになっているのか、こどもの権利条約の4つの基本原則が子ども達に浸透しているのかという、これはまだまだと言わざるを得ないと思います。このこどもの権利が十分に浸透した社会というのは、「こどもが幸せに生きていいんだ」、「幸せに生きる権利があるんだ」ということを十分に自覚し、自分の権利を知り、行使し、そしてそれを周りの大人は尊重するという社会であります。そういう社会を作るために我々は闘っております。先ほど区長のご挨拶の中にもありましたけれど、年間300件の新規案件が今年も入ってきております。これは非常に喜ばしいことである一方、これだけの苦しみを訴えてくる子ども達がまだ世田谷に、こんなにもいるんだということも言わざるを得ません。この子どもたちが一人もいなくなった時、初めて私たちの闘いは終わるのだと思っております。本日は、令和5年度におけるせたホッと闘いぶりをご紹介させていただければと思います。先に活動報告として安部委員、それから事例紹介として太田委員の方からご報告させていただければと思います。では、ご清聴よろしくお願いいたします。

○活動状況報告（安部委員）

はい、そうしましたら活動状況報告に入りたいと思います。お手元のピンク色の冊子をご用意いただければと思います。本日の流れはスライドのとおりです。まず、相談活動の状況になります。相談活動ですけれども、新規相談件数が昨年度300件となりました。区長からもありましたけれど、総活動回数は3,211回です。新規の相談件数300件というのは、過去最高を記録した令和4年度、この年は367件でしたので、そりよりは減少しています。ところが委員・専門員の総活動回数は3,211回と、かなり増加をしたというのが昨年度の傾向でした。3,200件、これが多いのか少ないのかと思われるかもしれな

いですがけれども、名古屋市に同じように「なごもっか」という子どもの権利相談室があり、人口でいうと世田谷の2倍以上なんですけど、「なごもっか」のこちらがひとつ前の報告書になりますけれども、令和4年度で初回件数が460件、延べ件数が2,067件ですので、人口から考えまして世田谷は非常に多い数だということが分かるかと思います。なお、「せたホッと」は我々サポート委員が3名、相談・調査専門員が5名ですが、なごもっかは、子どもの権利擁護委員5名、それから子どもの権利擁護調査相談員14名という体制になっています。相談内容で多いのは、対人関係の悩みでした。こちらの対人関係の悩みについては後程また言及させていただきます。昨年度の特徴のひとつとしては、いじめに関する相談が増加したということが挙げられます。先程、区長がおっしゃっていましたが、コロナが収束に向かって対面での活動が増えたということも一旦かもしれません。初回の相談者ですけれどもこちらにも区長から言及がありましたが、子どもからの相談が多いというのが「せたホッと」の特徴です。昨年度は67%が子どもからの相談でした。今日、いらっしやっている小金井市、西東京市、それから川西市、名古屋市と比較してみたのですけれども「せたホッと」が2022年度が65.9%、昨年度67%でした。一番最初にオンブズパーソンを設置した川西市が40.1%、名古屋市が51.1%、小金井市が先程半田先生から最新の報告書をいただいたのですけど56.1%、西東京市が38%ということで、「せたホッと」が子どもからの相談がいかに多いかということが垣間見えるかと思います。相談方法は面白いことに、大人と子どもで大きく違います。大人からは電話で相談が来るのですが、子どもからは一番多いのがハガキでの相談となります。ハガキ、電話、メールの順で多くなっています。子どもたち、いったい誰が相談するかなんですが、7割が小学生、中学生が2割、高校生が1割で、高校生世代が少ないというのが課題の一つです。相談者とのやり取りは先程3,000回を超えるということですが、子どもとのやり取りが多いです。子どもからの話を聞いて関係機関へ行ったりすることも多いので、関係機関とのやり取りも増加しています。子どもからのやり取りに関しては、メール、電話、ハガキなどが主なのですが、大人はやっぱり電話が多いということになります。初回の相談者が子どもの場合の相談内容はどうでしょうか。初回の相談者が子どもの場合はやはり対人関係の悩みが非常に多いです。それから昨年度はいじめ、学校・教職員等の対応、家庭・家族の悩みという順番でした。

これは課題の一つなんですけど、そして昨年度も申し上げたんですが、男の子がアクセスしにくいというのが非常に我々の頭を悩ましているところです。相談のジェンダーは「せたホッと」だけじゃないかもしれませんが、女子がとても多いというようになっています。総活動回数にしても大人より子ども方が回数的に多くなっています。月別の推移、これはですね、山がいくつもあると思うの

ですが、学校にパンフレットとかニュースレターを配ると、その後相談が多くなるという形になっていきますので、山ができています。6月、10月、11月の前に配ったらこんなようになっていくという状況です。子どもの中には、もらった時には使わないけれど大事にファイルにしまっておき、本当に困ったときに電話をしましたというようなこともありました。

2つ目、権利の侵害を取り除くための申し立て等に移ります。令和5年度は世田谷区子ども条例19条に基づく権利侵害を取り除くための申し立てはありませんでした。ただし、制度改善に結びついた事例がありました。こちら38ページ以降にありますので、ぜひ、後ほどご覧いただければと思います。

本日の題目3つ目です。相談方法と内容の分析なのですが、こちらもちょうど簡単にお示ししたいと思います。課題がたくさんあるんですけど、そのうち未就学児さんと高校生世代からの相談がないということ、対人関係の悩み、これについてフォーカスしたいと思います。まず、この表を見ていただくと分かると思うのですが、未就学児さんからの直接相談は0件です。もちろん親御さんから未就学児さんに関する相談はありますが、保育園児さん、幼稚園児さんが我々に直接相談してくれるのは0件です。ここはひとつ課題だと思っています。なぜなら小学1年生をみると非常に多くなっていることが分かります。これはハガキ相談が増えるので多くなるのですが、小学1年生が助けてと言えるということは未就学児さんもきつと言えるはずですが、我々がそこにリーチできてないのだらうと思っています。また、中高生世代もやっぱり、特に高校生の相談が少ない。これはどうしたものかなと思っていますので、ぜひ、会場のみなさんからもお知恵を拝借したいと思っています。スマホを持たない低学年さんからのハガキ相談が多いことを考えると、未就学児や中高生世代にフィットする相談方法を我々が開発していく必要性を感じているところです。対人関係の悩みというのが非常に増えていますが、これは件数が減っていても割合的には増えていました。対人関係の悩みというとみなさんは何を思い浮かべているのでしょうか。どうしても、子どもの内面の問題なのかと思われると思うのですが、私たちが実感しているのはそうではなくて子どもと周りの環境との間に軋轢が生じるのが非常に大きいと思います。実際には、子どもと周りの環境でいうと、周りの環境を変えていく必要があるんですけど、最初の相談の糸口にこの対人関係、お友達とか周りの人と何か衝突が起こって困っているみたいな形で電話が入ってきたりします。この対人関係の悩みの特徴のひとつは登場人物が非常に多い傾向にあります。登場人物が多いので我々の回数、相談回数が増える傾向にあるんですけど、登場人物が多いと、ついつい子ども本人の声をないがしろにしがちなんじゃないかと思ったりします。大人の声が大きかったりするので、相談をしている子どもの声を聞き逃さない、子どもの声を聴くことの重要性を痛感しているところです。これは事例で、あとの方で詳しく報告

があると思います。以上で私からの活動状況は簡単ですが終わりにします。後ほどピンクの冊子を見ていただければと思います。続いて事例報告に移ります。

○事例紹介（太田委員）

では、続いて事例報告に移らせていただきます。令和5年度相談対応・調整活動状況というところで、「なちゅ」がここに飛んでくることになっております（パワーポイント資料を操作）。事例の紹介は、活動報告書26ページから35ページとなっております。ただ、みなさまご承知のとおりプライバシー保護のため複数の事例を組み合わせたり内容等も一部変更していますことをご承知おきいただければと存じます。では、報告の流れでございますが、事例1、事例2、事例3という3つの事例を事例から見る「せたホッと」の役割とは、ということと、専門員さんの仕事の拡がりということで、今回は小学生、中学生、高校生ということで3つ取り上げております。ではまず、小学生からの相談となります。相談内容としましては、学校・教職員の対応、どんな方法かといいますと電話相談から始まっております。相談内容は保護者の方からでございました。報告書の27ページ事例②になっております。相談内容は、

- ・担任の先生の対応で本人が傷ついている
- ・担任の先生の言動が威圧的に感じ、怖い！
- ・子どもは友達がいるから頑張って登校していた
- ・担任から今日「みんなはできている。〇〇さんもできるよな！」と言われたことに深く傷つきもう学校へ行きたくないと母親に話した
- ・もともと傷つきやすい子どもではあるので、管理職の先生に相談しながらなんとか頑張っていた

ということで、担任がこわいこと、子どもの話を聴いてくれないことなど、どうしたらいいかという保護者からのお電話でした。「せたホッと」は、可能であれば直接本人からお話しを伺いたいと伝え、本人と保護者で来所してくださることになりました。「せたホッと」での面接では、ご本人から話を聴くことになりました。お母さまと一緒にということもありますが、できれば一人でお子さんから直接ということにしております。ご本人から、学校に行きたい気持ちはあるけれども、担任の先生が怖い、学校に行こうとするとお腹が痛くなる、勉強する気もなくなる、自分の話をしっかり聴いてくれる人がいないので学校に行くのがつらくなったということなので、「せたホッと」は学校に行きたい気持ちを受けとめ、話をしっかり聴いてくれる人がいない気持ちに寄り添っています。どうしたら学校に行ける気持ちになるのかを聴いてみると、本人から、「せたホッと」から担任の先生に自分の気持ちを伝えてほしいということでしたので、「せたホッと」は、あらためてどういうことを伝えたいかを聴くと、「担任の先生に優しくなってほしい」、「自分の話をしっかり聴いてほしい」、「人と比べないで

ほしい」ということでした。「せたホッと」が学校に本人の気持ちを伝えに行くと、担任の先生は本当に真摯に受け止めてくださりまして、深く傷つけたことへの謝罪をしてくださり、本人の気持ちを聴いていくということでありました。その学校の反応を「せたホッと」は本人に伝えましたが、本人は、担任の先生とはまだ怖くて会えないということでしたので、本人の気持ちの落ち着きを待ったり、「せたホッと」で卓球をしたり、カードゲームをしたり継続的に支援をしております。結局、学校での面接・授業は、管理職が行ってくださるということになりました。どうしても休んでしまう日には、今ではなく元担任の先生ともオンラインで話をしたり、SC（スクールカウンセラー）とも定期的に話をするなど学校で話を聴いてくれる人を担任以外につくり、「担任の先生とはまだまだだけど、いろんな先生が話を聴いてくれるので安心できるようになった」と、学校に少しずつ行ける日ができてきて、「困ったら「せたホッと」に相談すればいいから安心できるよ。」ということだったので、その後の見守り続けるというのが一つ目の事例です。

2つ目が中学生からの家庭・家族の悩み相談です。まず、メールで相談がありました。家で担っている自分の役割が負担になっているというヤングケアラーということでもあります。親の具合が悪くなり、その間、面倒をみていた。自分としては、家族の体調が悪い間だけのつもりでいたが、治った後も毎日食事を作らされている。勉強もしっかりとするように言われている。友だちと遊びに行きたいと思う気持ちもある。自分がやらないといけないことはわかっているが、イライラする、どうしたらいいかということで、メール相談でしたけど、家の近くで話したいという「せたホッと」からの依頼にお応えくださいましたので、本人の自宅近くの公共施設で面接ということになりました。最初は話しにくそうな様子ではありましたが、「せたホッと」の説明などをしますと表情が柔らかくなってきました。ご本人から、イライラする気持ちがあるということも聞き、また話を聴かせてほしいということも伝えました。期間が空くと「せたホッと」あるいはご本人から電話があり、何回か話を重ねていくうちに本人の直な気持ちをもっと聴けるようになりました。本人の気持ちを中心に、今後どのようにしているか面接を継続していきます。これがヤングケアラーということですから、こちらとしてはもっともっと動きたいという気持ちがありますが、本人の気持ちを最優先にしているという事例になります。

3つ目は高校生からの相談で、対人関係の悩みです。高校生から「相談したいことがあって」という電話からはじまって、「部活動の顧問の指導が厳しく、他の部員と共に、他の先生に相談したんだけど、かえって大事になったのではと不安になってしまった。」ということでしたので、「せたホッと」では、他の先生とはいえ、相談するのは勇気が必要であったと思うということも話し、厳しい指導とはどういったものなのかを聞き、これからどうしたらよいか目標を部

員で話してみたらどうかなどと提案してみました。数ヶ月後、本人から相談した部活の問題は解決したが、クラスで決められたグループのメンバーと合わず、トラブルになってしまって、学校に行きたくないと悩んでいると電話がありました。「せたホッと」からの提案で面接をすることになりました。面接は原則として相談・調査専門員とサポート委員の2名で聴き、1年以上にわたって、断続的に面接が続きました。「せたホッと」の相談対象外にあたる高校卒業が近づくと、本人は、今後も継続して話をする機会を持つことを希望したため、18歳以降も話せる機関の紹介をしました。機関を紹介した際に「初めての場所は緊張する」とのことだったので、本人の希望や了解のもと、関係機関へ紹介した経緯を伝えました。後日、その機関へ話しに行くことができたとの報告があり「せたホッと」での対応は終了ではありますが、そのご兄弟、姉妹の相談もありまして保護者からこの方の様子を聴きながら見守りは継続しています。高校生からの相談は、先ほど安部委員から報告がありましたようにとても少ないものですから、今回、事例紹介に入れさせてもらいました。

事例から見るせたホッとの役割ということでございますが、今回の事例は、小学生・中学生・高校生と年齢別に取り上げてみました。相談方法として、ハガキ・メール・電話・面接があり、それらを組み合わせながら相談を続けています。ハガキは、小学校低学年の子どもたちからも多く活用されており、一人だけでなく数人一緒に連名で書いてくる場合もあります。本当に一生懸命、小さいとか狭いスペースによく簡潔に書けるなあと思うぐらいで、3人ぐらいで話合ったり、代表者の名前も書いたりして、本当にその気持ちが何とかしなければと思わせてくれます。このハガキでございますが、今年度から小学校にハガキを常時、置いてもらうことにしました。ハガキですと他の人に何も言わないで自分でハガキを持ってきてポストに入れると返事が返ってくるということになっていますので相談のしやすさにつながっていくのかと思います。相談場所は、区の施設、地区会館やまちづくりセンター、時には公園で座ったり、歩いたりしながらお話を聴いている場合があります。ご両親やご家族に相談していることを言いたくない場合などは、塾に行くまでの時間にお話を聴く場合があります。そういう道中で話してくれることが子どもの本音なのかと思うことがあり、子どもの理解につながることが多いです。「せたホッと」で真正面から面談というよりは歩きながらの相談がとても大事だとか魅力、特性だなあと思っております。「せたホッと」に聴いてもらう、相談できた、自分の気持ちを他の人に伝えたということで、ほっとする子どももいます。「せたホッと」が動いて調整するよと伝えるも、もう一度自分で話してみますという子どももいて、エンパワーメントとか子どもの自己決定を尊重することが必要だとかつくづく感じます。先ほど安部委員からの報告にもありましたが、制度改善に結びついた事例は、知的障害のある子どもの支援でございました。これは世田谷区にも

ご協力いただきまして、18歳のお誕生日までの支援だったところを18歳以降も年度末まで支援を受けられるようになった事例です。制度の狭間に陥ったケースが改善された事例です。最近「学校・教職員等の対応」に関する相談が増えています。まず子どもの気持ちを受けとめ、学校・教職員と話し合う機会を設ける、その仲介役、「人と環境の調整」を行うことが求められていますが、今後は区のスクールカウンセラーもいらっしゃいますので、どのようなスタンスで学校と向き合い先生方とお話されているのか協働させていただき、お知恵をいただきたいと思っております。

事例とは違うのではないかと思われるかもしれませんが、相談・調査専門員の仕事の広がりというものを昨年度もお話をしましたが、またちょっとご紹介させていただきたいと思っております。ハガキ・電話・メールの返信でございますが、後でも申しあげますが、これは一人の専門員さんがたたき台を書いてそれを専門員さん同士が話し合っただけでいいということであれば送るといような丁寧な対応です。ケース記録は毎週、ケース検討会議を行っておりますからケース記録を書いていくということが本当に大変です。これは外部には出せませんが、このケース記録の質の高さは「せたホッと」の誇りだと思っております。他機関との連携、そして「せたホッとレター」の編集・作成、出張講座の講師、相談場所の確保や擁護委員との日程調整などもすごく大変なことだと思っております。今度8月の初めにあります区民祭りでは、先ほどおみくじなどを引いていただいたと思うのですが、そういったひとつひとつを折って作るなどというのも専門員さんたちがやってくださっています。今回の活動報告書、活動報告会、緊急の場合突然電話があったり、ここに急に夜こられたりする場合もお帰りくださいというわけにはいかないので、サポート委員に電話がかかってきたりとか、どのように他機関との連携をするかなど本当に瞬発力が求められることがございます。先ほど申し上げた丁寧な返信を行っていること、ケース記録の正確さ、専門員、擁護委員が毎週ケース会議を行っていますから、全てのケースについて内容や対応を把握しているということがあります。また、なかなか面接に来てもらえない場合には、定期的にとかそのお子さんの状況を考えて、夏休みだったら夏休み中の学校が始まる前にメールしようとか電話しようとかみんなで話し合っただけでその一人ひとりにあつた対応というのを考えております。ということで、事例紹介と専門員さんの仕事のご紹介でございました。第一部のご清聴ありがとうございました。第2部もお楽しみに、ありがとうございました。

○司会（嶋津課長）

サポート委員の皆様ありがとうございました。それではこの後少し時間がありますので、会場の皆様と質疑応答の時間を取りたいと思っております。今、それぞれ

サポート委員から説明報告がありましたけれど、何かお聞きになりたいこと、質問などがある方がいらっしゃいましたら手を挙げていただければと思います。会場の皆様でどなたかご質問などある方はいらっしゃいますでしょうか。逆にサポート委員の皆様、それぞれご説明いただきましたけれども補足するようなところですか、お話したい部分などがありましたら委員の皆様からお話をいただきたいと思います。

○制度改善に結びついた事例（平尾委員）

私の方から報告書の38ページ制度改善に結びついた事例をもう少し詳しくお話申し上げます。世田谷区在住の知的障害のあるお子さんで中学卒業後世田谷区外の児童発達支援事業所に通所していて、障害児通所支援制度、支援金が出る制度を利用し、区から費用の一部について助成を受けていました。「せたホッと」に保護者から相談があり、「これまで、世田谷区の担当部署に確認し、18歳になる年度末までは支援制度は利用できると言われていたけれども、今回、急に18歳の誕生日までしか助成は受けられないと言われてしまいました。他区では特例予算をつけていると聞いているので、世田谷区に対しても前年度から相談していたが、18歳になってから「できない」と言われて戸惑いを感じています。このままいくと、年度途中で退所となってしまう。年度末まで支援を受け続けられるようにできないか」という相談でした。児童発達支援サービスというのはですね、通所支援サービスで、利用料の助成などを受けることができる制度です。ただし、法律の規定で、児童発達支援では18歳、正確には18歳に達する日の前日までしか助成を受けることができないという法律になっている。この制度は、本児のように高校に進学しない子どもも利用できますが、ケースとしては多くありません。これに対し、類似の制度である、放課後等デイサービスがあります。これは学校に通いながら放課後デイサービスを受けるという制度ですけど、高校3年生の3月末まで、または特別な事情があれば20歳まで利用料助成を伴う利用が可能となっています。

今回は、担当部署が、児童発達支援サービスと放課後等デイサービスを混同して本児の保護者に伝えていたことから、本児の保護者は年度末まで利用できると思っていました。担当者が変わり、正しくは18歳までしか利用できないとの説明があったため、「せたホッと」に相談がありました。

これは先ず、法律がおかしい。同じような制度を作っているのに、片方は18歳の誕生日まで、片方は年度末までとなっています。高校に通っていると、放課後等デイサービスで18歳の年度末まで、児童発達支援サービス（通所支援サービス）は、学校に通っていないということを前提にしているのです、18歳で切られてしまうという建てつけになっているということです。「せたホッと」として

は、お子さんとお母さんに面談し、詳細の聴き取りを行い、「せたホッと」が担当部署に話をしに行きました。担当部署との面談では、間違った情報を利用者に与えていたことを認め、制度改善の必要があるということも認めてくださいました。ただし、新たな制度の仕組みを作ることは時間もかかるし、ましてやこのお子さんの場合、18歳の誕生日を過ぎていて、遡っての支援制度を作らないといけないとなると、これも大変なのではないかというお話をいただいたわけです。事業所の代表をお会いしたところ、非常にお怒りで、他の区はそういう手当はできていて、世田谷区も早くやっってくださいというようなことで、かなり強い調子で憤っているという状況でした。これらを踏まえ、「せたホッと」は、あらためて担当部署に制度改善をやっってくださいとお願いしたところ、担当部署も問題意識を持っていましたので、すぐに対応する。これはすごく早かったです。「せたホッと」も世田谷区の機関ですから、あんまりお役所仕事はどうか言っただけですが、びっくりするぐらい早く、「18歳に達する日以降も当該年度末まで通所できるよう、要綱の制定する方向で検討している。給付されない期間については残予算で対応します。区長、副区長にも報告済みで、早急に対応するようにと指示も出ています。」ということで、最初の相談が秋口だったんですけど、年内12月28日という年内ギリギリで18歳の年度末まで支援を受けることができるようになりました。これは、あの本当にいろいろな部署が関係しているのですけれど、そこの連携がうまくとれて、どこも素早く一つの目的に向かって迅速に動いていただいたということで、「せたホッと」としてもありがたいなあということでここに記させていただいたケースです。「せたホッと」としては、自分で制度を変えていったわけではないですが、お子さんの困りごとを行政に伝えるという役割を果たすということで、声を届けるということがいかに大事かということ、それに呼応してくださった行政に対しても非常に感謝申し上げます。そのような事例がございましたのでご紹介いたしました。以上です。

○司会（嶋津課長）

ありがとうございました。制度改善に結びついた事例の補足のお話をいただきました。今のお話をふくめて、いろいろなお話、ハガキのお話もがございました。ハガキも令和3年度から取り組みを開始して、当初から非常に人気の高いといえますか、あの本当にスマホを持たない子どもたちがハガキで声を上げるようになったということが、今では電話よりハガキが多いという特徴も出ています。そういった声を踏まえて、先ほどお話もありましたけれど令和6年6月から区立の小学校からということで全部の区立の小学校に門の近く、校舎の近く、正門のところなどにハガキを置くといったような取り組みを始めています。先ほどのご報告でもありましたように、課題として未就学児とか高校生の相談

が少ないといったことがございますので、またこの時間でなくても何か皆さんの中でよいアイデア、お知恵がありましたら、ぜひ我々の方へお声かけいただければと思います。それでは50分の予定を過ぎましたので第1部を終了させていただきます。